

(3) 政治分野

① 国（連邦議会）

国民から選ばれるドイツ連邦議会（下院）は、小選挙区比例代表併用制を採用している。ドイツは、フランスのように、法律によって議員の男女比率を規制していない。各政党が、比例代表部分に対して、クォータ制を導入している。

例えば、緑の党は、1986年に男女同数を目指して50%のクォータ制（選挙候補者名簿は男女交互とし、女性に奇数番号を割り当て）を導入した。

他党を見ると、1988年には、社会民主党（SPD）がクォータ制を導入し、段階的に実施した（選挙候補者名簿の目標値を、1990年25%、1994年33%、1998年40%。2013年までの時限措置とした。ただし、2005年の党規約では、時限措置の規定はなくなった）。キリスト教民主同盟（CDU）では、1996年、党役員33%クォータ制を採択した。この割合が満たされない場合、内部選挙を再度実施しなければならない²⁶。

議会内の委員会では、1994年、連邦委員会（審議会）構成法によって、連邦領域の委員会で委員の指名を行う場合は、原則として女性と男性を1名ずつ推挙することが義務化された。

緑の党や社会民主党がクォータに取り組み始めた1987年の連邦議会女性議員比率は、15.4%だったが、着実にその比率が向上した。2014年現在、女性議員比率は、全体の36.5%を占める。

表 2-1 ドイツ 連邦議会（下院）および連邦参議院（上院）の女性議員比率

年	ドイツ			
	女性議員数 （下院）	女性議員比率 （下院）	女性議員数 （上院）	女性議員比率 （上院）
1987	80	15.4%	-	-
1990	136	20.5%	-	-
1994	177	26.3%	-	-
1997	176	26.2%	13	18.8%
1998	207	30.9%	13	18.8%
1999	207	30.9%	17	24.6%
2000	207	30.9%	20	26.7%
2001	207	30.9%	20	26.7%
2002	194	32.2%	17	24.6%
2003	194	32.2%	17	24.6%
2004	197	32.8%	13	18.8%
2005	195	31.8%	13	18.8%
2006	194	31.6%	15	21.7%
2007	194	31.6%	15	21.7%
2008	197	32.2%	15	21.7%
2009	204	32.8%	15	21.7%
2010	204	32.8%	15	21.7%
2011	204	32.8%	19	27.5%
2012	204	32.8%	19	27.5%
2013	230	36.5%	19	27.5%
2014	230	36.5%	19	27.5%

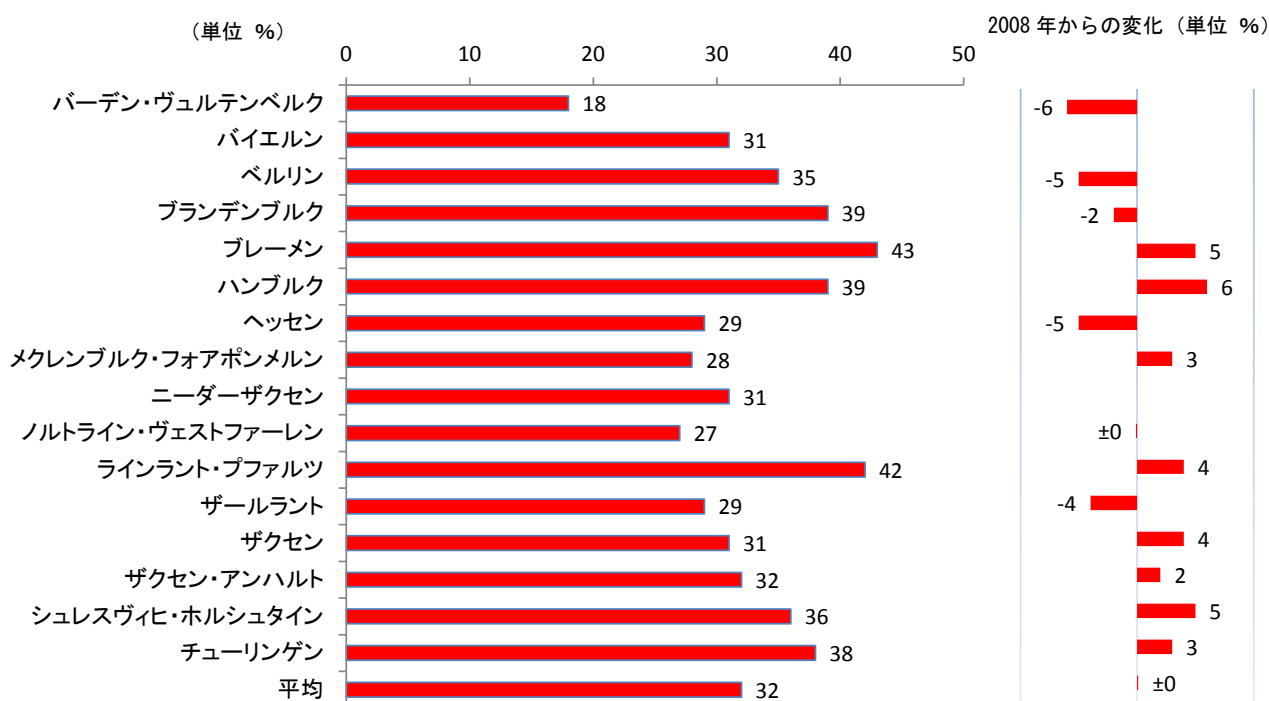
(出典) Inter-Parliamentary Union, “Women in Parliament: World Classification, Statistical archive” <http://www>

²⁶ 国連開発計画（UNDP）「政党をより強くするための女性のエンパワーメント：女性のためのガイドブック」内閣府男女共同参画局 日本語仮訳版（平成25年3月）p.18 参照。

② 地方（州、郡、市町村議会）

ドイツは、全部で 16 の州で構成される連邦制国家である。州議会議員選挙は、各州法のもと、住民の直接選挙で行われ、選挙制度は、連邦議会と同様に小選挙区比例代表併用制である。すべての州は、一種の議院内閣制を採用しており、州政府は、州議会によって選任される。

ドイツの州議会における女性議員比率は、1980 年代半ばに 10%を超え、旧西ドイツ諸州では、1990 年に既に 20%を超えていた²⁷。2011 年末現在の状況を見ると、全州議会 1860 議席のうち、601 議席が女性だった（約 32%）²⁸。図 2-1 のとおり（2011 年 12 月現在）、最も女性議員の比率が高い州は、ブレーメン（Bremen）州で約 43%、最も低い州は、バーデン・ヴュルテンベルク（Baden-Wuttemberg）州の約 18%であった。



（出典）Federal Ministry for Family Affairs, Senior Citizens, Women and Youth, “2nd Gender Equality Atlas for Germany”, May 2013, 1. Edition, p.8より損保ジャパン日本興亜リスクマネジメント㈱作成。

図 2-1 ドイツ州議会の女性議員比率（2011 年 12 月現在）

²⁷ 財団法人自治体国際化協会（2011）p.18 参照。

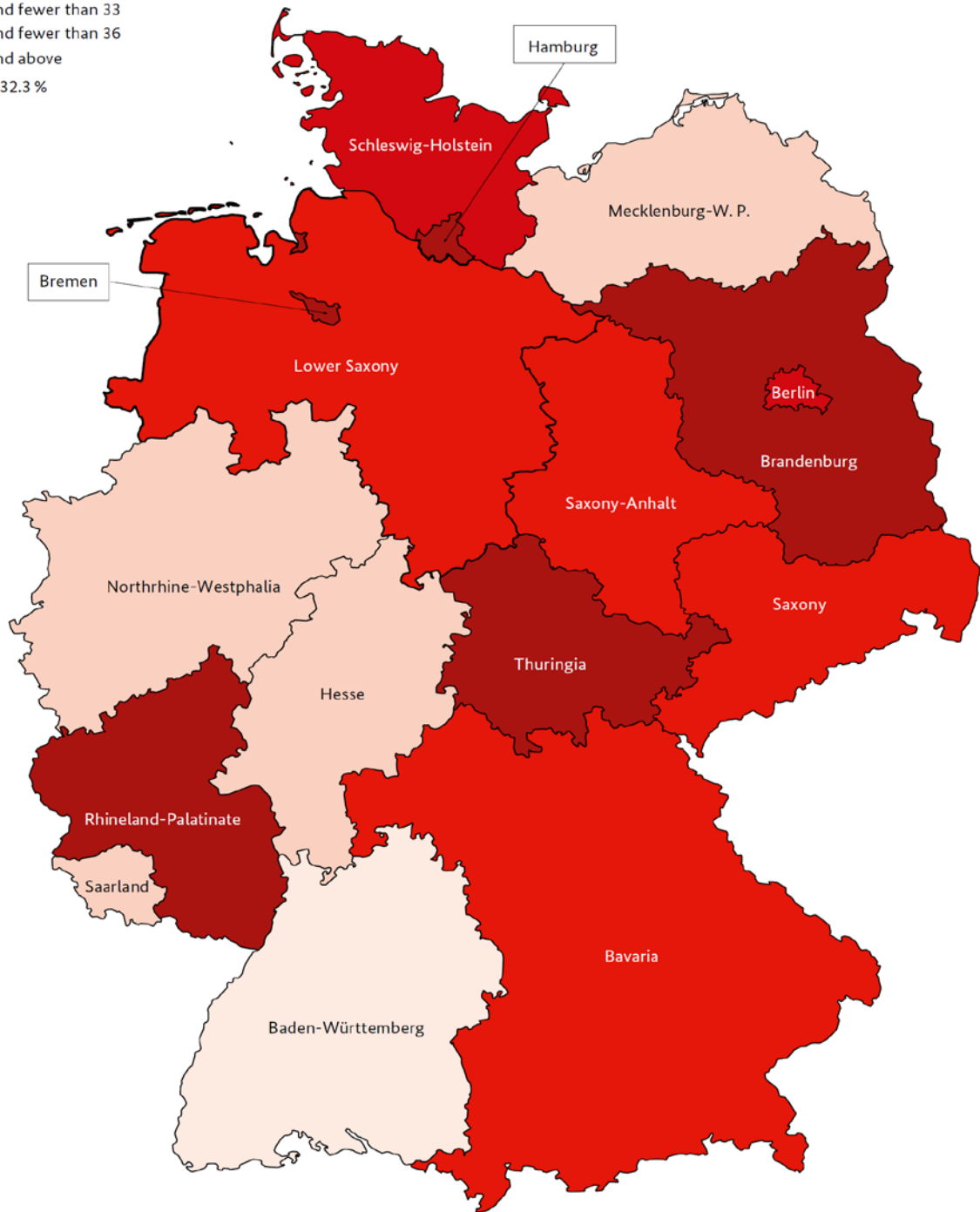
²⁸ Federal Ministry for Family Affairs, Senior Citizens, Women and Youth, “2nd Gender Equality Atlas for Germany”, May 2013, 1. Edition, p.8 参照。

Percentage of mandates held by women in state parliaments in 2011

Share of women in %

- fewer than 27
- 27 and fewer than 30
- 30 and fewer than 33
- 33 and fewer than 36
- 36 and above

Average: 32.3 %



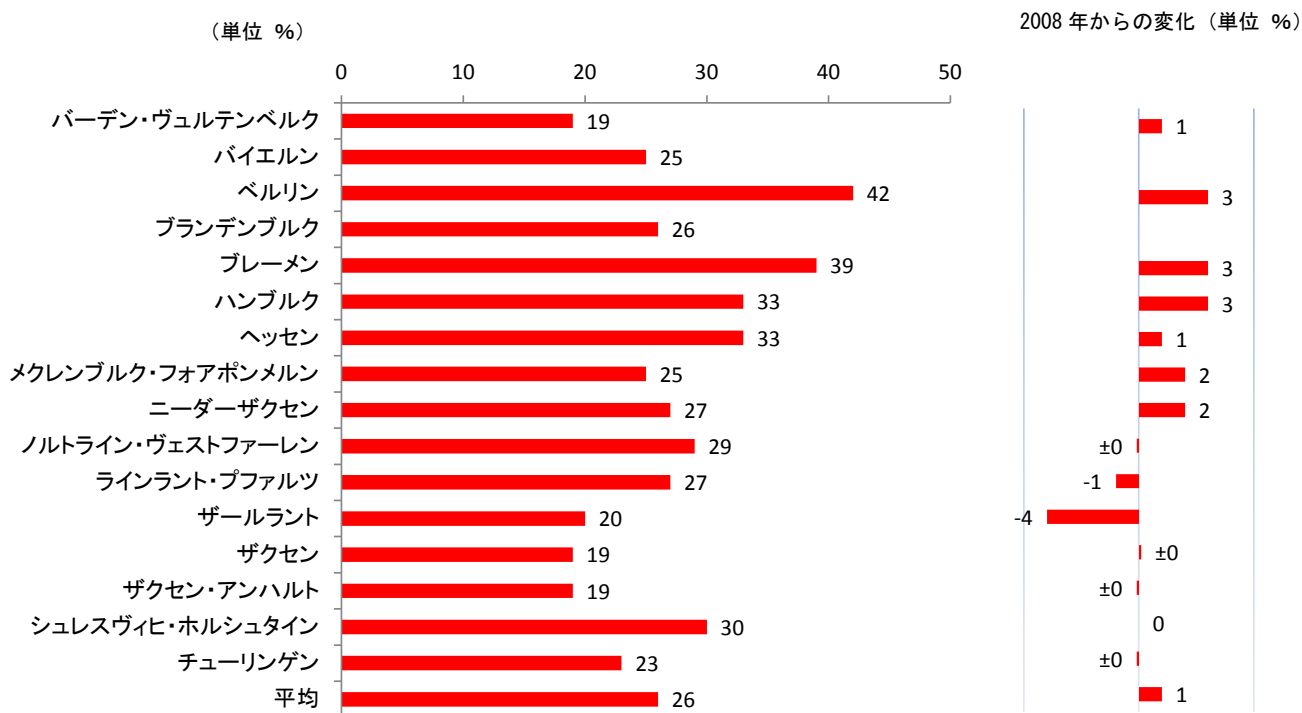
© Federal Office of Statistics, Wiesbaden 2012
Copies and publications, also as excerpts, are permitted
for non-commercial purposes when quoting the source.

12-01-01
© Map: German Federal Office for Cartography
and Geodesy, Frankfurt am Main 2012

(出典) Federal Ministry for Family Affairs, Senior Citizens, Women and Youth, “2nd Gender Equality Atlas for Germany”, May 2013, 1. Edition, p9.より引用 (図 2-1 を地図であらわしたもの)。

図 2-2 ドイツ州議会の女性議員比率 (2011 年 12 月現在)

各州下の郡議会（Landkreise または kreisfreie Städte の議会（County Councils）²⁹における女性議員比率を見ると、ドイツ全土でみた郡議会の女性議員比率（2011年）が約26%の中、最も女性議員比率が高い州は、ベルリン（Berlin）州の約42%であり、最も低い州は、約19%のバーデン・ヴュルテンベルク（Baden-Wuttemberg）州、ザクセン（Saxony）州、ザクセン・アンハルト（Saxony-Anhalt）州であった。



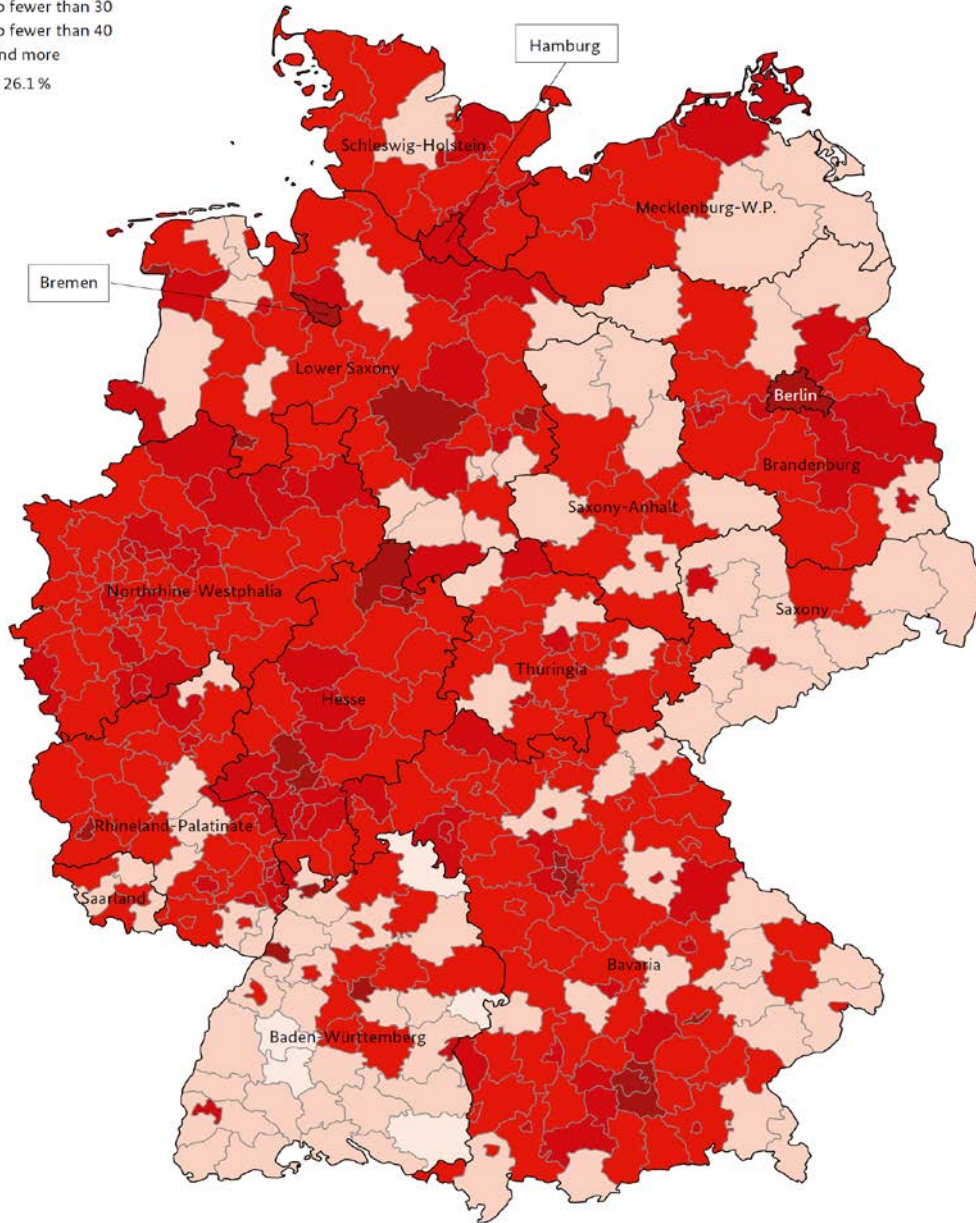
（出典）Federal Ministry for Family Affairs, Senior Citizens, Women and Youth, “2nd Gender Equality Atlas for Germany”, May 2013, 1. Edition.p.10 より 損保ジャパン日本興亜リスクマネジメント(株)作成。

図 2-3 ドイツの郡議会の女性議員比率（2011年12月現在）

²⁹ ドイツにおける郡は、自治権を保障された地方団体であると同時に、州（及び連邦）政府の下級行政庁の所管区域でもあり、さらには市町村の連合体でもある。一市町村の行政能力や財政能力を超える公的事務等は、市町村連合組織にて実施されるが、その中で特に重要なのが郡である。全ての市町村は、州法によって、いずれかの郡に属することとされている（財団法人自治体国際協会「ドイツの地方自治（概要版）－2011年改訂版－」p.41 参照）。

Percentage of mandates held by women in county councils in 2011

Share of women in %
 fewer than 10
 10 to fewer than 20
 20 to fewer than 30
 30 to fewer than 40
 40 and more
 Average: 26.1 %



© Federal Office of Statistics, Wiesbaden 2012
 Copies and publications, also as excerpts, are permitted
 for non-commercial purposes when quoting the source

12-01-02
 © Map: German Federal Office for
 Cartography and Geodesy, Frankfurt am Main 2012

(出典) Federal Ministry for Family Affairs, Senior Citizens, Women and Youth, “2nd Gender Equality Atlas for Germany”, May 2013, 1. Edition.p11.より引用 (図 2-3 を地図であらわしたもの)。

図 2-4 ドイツの郡議会の女性議員比率 (2011 年 12 月現在)

なお、特に郡議会の女性議員比率の指標からは、①「社会政治文化」の開発状況 ②地方における女性の政治的影響力 ③市町村代表の構成 ④選挙名簿と選挙手続きの顔ぶれ ⑤選挙民の投票行動 がわかれると述べている³⁰。

³⁰ Federal Ministry for Family Affairs, Senior Citizens, Women and Youth (2013) p.10 参照。